



東日本大震災への皆さまのご厚志に感謝申し上げます

市では、3月11日に発生した東日本大震災に対する救援物資、義援金を市民の皆さまから募り、被災地にお届けいたしました。
皆さまのご厚志に心から感謝申し上げます。

【救援物資】

受付期間 3月18日～31日
受付人数 502人
受付品目

- ・水 876本・お茶 433本
- ・カップ麺 1,017個
- ・紙おむつ 子ども用 15,380枚
- ・高齢者用 8,063枚
- ・生理用品 16,580枚
- ・トイレットペーパー 3,691個
- ・毛布 473枚
- ・タオル 6,400枚・バスタオル 614枚

【義援金】

受付期間 3月14日～(受付中)
集計日 5月10日現在
集計額 27,233,224円
送金先 日本赤十字社(郵便振替口座
および三菱東京UFJ銀行口座)

■福祉総務課(内線151)

地区別ミーティングを開催します

市の主な事業、財政状況、行政の課題などを市民の皆さんに説明し、それに対するご意見やご提言を市政に反映させていくため、地区別ミーティングを開催します。

多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。
※全地区手話通訳を行います。

と き	時 間	地 区	と こ
6月30日(木)	午後	西大村	中地区公民館
	夜間	竹松	郡コミセン
7月1日(金)	午後	鈴田	古松公民館
	夜間	三浦	溝陸
4日(月)	夜間	福重	今富
5日(火)	午後	松原	八幡神社社務所
	夜間	大村	市コミセン
6日(水)	夜間	萱瀬	萱瀬住民センター

(午後13時30分～15時30分、(夜間)19時～21時)

■地域げんき課(内線185)

「犯罪のない安全・安心まちづくり地域賞」を受賞



竹松地区町内会(中野弘使会長)による日ごろの防犯活動が高く評価され、平成22年度「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり地域賞」を受賞しました。

地デジの臨時相談コーナーを設置します

地上デジタル放送(地デジ)についてわからないことや気になることは何でもご相談ください。

【臨時相談コーナー】

とき ①6月27日(月)～7月1日(金) ②7月19日(火)～29日(金) ③8月15日(月)～26日(金)
平日、午前8時30分～午後5時30分
ところ 市役所1階

【電話による相談】

デジサポ長崎 ☎095(804)55000
※平日 午前9時～午後9時
土日祝 午前9時～午後6時

■情報推進課(内線385)

市内の交通事故発生状況 4月末現在 ※()内は前年同期比

- ▶人身事故 152件(-16)
- ▶死者 1人(-1)
- ▶負傷者 206件(-13)
- ▶物損事故 497件(+22)

消防団協力事業所表示制度が始まりました

消防団協力事業所表示制度とは…

市内の消防団員は、事業所のご理解・ご協力のもと消防団活動を行っています。事業所の協力を社会貢献として認めるとともに、地域防災体制の充実を図るための制度です。 ※詳しくはお問い合わせください。



■安全対策課(内線217)

農業委員会委員選挙立候補予定者説明会を開催します

農業委員会委員選挙

農家の皆さんが、農地事情の改善、農業経営の合理化、農業の振興など、農家の地位向上に寄与する委員を選ぶ大切な選挙です。

告示日 7月3日(日)
投票日 7月10日(日)、午前7時～午後8時

【立候補予定者説明会】
とき 6月27日(月)、午後2時
ところ 市役所第8会議室

■選挙管理委員会(内線340)

才福寺水源の供用を開始しました

才福寺水利組合(福重地区)や地権者の皆さまのご理解により、渇水時にも安定した給水ができるよう、「才福寺水源」の供用を開始しました。

供用開始日 4月27日
取水量 1日あたり1,920m³

■水道局 ☎1114

オリジナル絵本が完成しました

市民プロジェクトが制作を進めてきた「大村市オリジナル絵本」が完成しました。

設置場所 市内保育施設、幼稚園、図書館、小児科医院など

※新生児を出産した家庭には無料で配布します。



「かめさん おさんぽ」(0歳児用)



「けんちゃんとおさまつり」(3歳児用)

■子ども政策課 ☎9100

国民年金のお知らせ

**障害基礎年金
遺族基礎年金**

国民年金は、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか不慮の事故のための障害基礎年金や遺族基礎年金が私たちの暮らしを守ってくれます。

これらの年金は、初診日や死亡した月の前々月までの国民年金に加入しなければならぬ期間(原則20歳～60歳)に、保険料を納めた期間または免除された期間が「保険料の納付要件(三分の二要件)」を満たす次の人が対象となります。

障害基礎年金

対象 障がいの原因となった病気やケガの初診日に国民年金に加入中の入

・60歳～65歳未満の人が一定の障がいになったとき
遺族基礎年金

対象 国民年金に加入中、または60歳～65歳未満の間に亡くなった人に生計を維持されていた18歳未満の子がいる妻、または子に支給

※厚生年金の加入者にも、障害基礎年金と遺族基礎年金は支給されます。

「保険料の納付要件」や受給資格など詳しくは市民課、または諫早年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ 諫早年金事務所 ☎1663

■市民課(内線114)